

健 第 1 4 1 2 号  
平成27年 1月30日

(公社)岡山県医師会長 殿  
(一社)岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項  
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたので、ご了知の上、貴会員へ周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ  
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）が平成27年1月9日に公布され、本日からその一部が施行されたところである。

また、現行のデング熱の検査方法の一部については、患者の確定診断として十分ではないため、デング熱以外の疾患に罹患した者がデング熱の患者として届出の対象となることがある。

これらを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとした。今回の改正の概要は下記のとおりである。

加えて、平成 26 年 4 月 25 日付け健感発 0425 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令及び鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」は、本日をもって廃止する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第一 改正の概要

- 1 「第 3 二類感染症」の「4 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）」の名称及び「(1) 定義」の表現の

適正化を行うとともに、別記様式2-4「重症呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）発生届」の名称の表現の適正化を行うこと。

- 2 「第3 二類感染症」に「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）」及び「鳥インフルエンザ（H7N9）」の項を追加し、別記様式2に「中東呼吸器症候群（MERS）発生届」及び「鳥インフルエンザ（H7N9）発生届」の様式を追加すること。
- 3 「第5 四類感染症」の「21 デング熱」の「(3)届出基準」について、検査方法の適正化を行い、別記様式4-21「デング熱発生届」において同様の改正を行うこと。
- 4 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 適用日

この通知は、本日から適用する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 二類感染症</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)</p> <p>(1) 定義 コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のSARS (Severe Acute Respiratory Syndrome) コロナウイルスの感染による急性呼吸器症候群である。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)</p> <p>(1) 定義 コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMERS (Middle East Respiratory Syndrome) コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。</p> <p>(2) 臨床的特徴 ヒトコブラクダがMERSコロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒト-ヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。 潜伏期間は2～4日(中央値は5日程度)。無症状態から急性呼吸器症候群(ARDS)を来す重症例まである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発生し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全(特に腎不全)や敗血症ショックを伴う場合もある。高齢者及び糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者で</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 二類感染症</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)</p> <p>(1) 定義 SARSコロナウイルスの感染による重症急性呼吸器症候群である。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(新規)</p>

の重症化傾向がより高い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者について、(4) に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2) の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者について、(4) に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも1つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体について、(4) に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であつて、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であつて、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもので、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であつて、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

6 鳥インフルエンザ(H5N1)

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエン

5 鳥インフルエンザ(H5N1)

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエン

ザ (H5N1) が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ (H5N1) と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

イ 無症状病原体保有者  
 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ (H5N1) の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

ウ 疑似症患者  
 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエンザ (H5N1) が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5重型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者  
 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ (H5N1) の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者  
 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエンザ (H5N1) が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5重型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検索した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検索した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検索した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

7 鳥インフルエンザ(H7N9)

(1) 定義

鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒトへの感染による急性疾患である。

(新規)

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検索した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ(H5N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。



(2) 臨床的特徴

直熱と急性呼吸器症状を特徴とする。下気道症状を併発し、重症の肺炎が見られることがある。呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急速に急性呼吸窮迫症候群 (ARDS) の症状を呈する。二次感染、脳症、横紋筋融解症に進展した報告がある。

発症から死亡までの中央値は11日 (四分位範囲7～20日) であり、進行性の呼吸不全等による死亡が多い。

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状がある者を診察した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ (H7N9) が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ (H7N9) と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が (2) の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ (H7N9) の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ (H7N9) が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H7亜型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から、鳥インフルエンザ (H7N9) が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ (H7N9) に

より死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から、鳥インフルエンザA(H7N9)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料

第4 (略)

第5 四類感染症

1～20 (略)

21 デング熱

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア～エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
非構造蛋白抗原(NSI)の検出	血清
IgM抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	
中和試験又は赤血球凝集阻止法による抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

第4 (略)

第5 四類感染症

1～20 (略)

21 デング熱

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア～エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
非構造蛋白抗原(NSI)の検出	血清
IgM抗体の検出	
中和試験又は赤血球凝集阻止法による抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

22 (略)

23 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9) を除く。  
(1) ~ (2) (略)  
(3) 届出基準  
ア~エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、 咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	血清
中和試験による抗体の検出	

24~43 (略)

第6 (略)

(削除)

第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)

22 (略)

23 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9) を除く。  
(1) ~ (2) (略)  
(3) 届出基準  
ア~エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄 液、剖検材料、鼻腔吸 引液、鼻腔拭い液
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	血清
中和試験による抗体の検出	

24~43 (略)

第6 (略)

第7 指定感染症

第8 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)

新	旧
<p>別記様式1 (略)</p> <p>別記様式2-1~2-3 (略)</p>	<p>別記様式1 (略)</p> <p>別記様式2-1~2-3 (略)</p>

別記様式2-4 重症呼吸器症候群 (SARS)

別記様式2-4

重症急性呼吸器症候群 (SARS) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

届出者の住所及び届出者の氏名に関する事項(1項(関係第9項において適用する場合を含む。))の記載により、以下のとおり届け出る。

届出者の氏名 (姓名又は仮名を併記のこと)  
 発生する期間・診療所の名称  
 上記期間・診療所の所在(都道府県)  
 届出者(氏名)

(保健所・診療所に属していない範囲にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診療 (発生) した日 (発生) の曜日  
 1 診療 (発生) した日 (発生) の曜日  
 2 届出者(氏名)  
 3 性別  
 4 生年月日  
 5 届出者の住所(都道府県・市町村)  
 6 届出者の職業  
 7 届出者の住所  
 8 届出者の住所  
 9 届出者の住所  
 10 届出者の住所 (E. 10) 届出者の住所(都道府県)

11 発症  
 12 診断  
 13 診断  
 14 診断  
 15 診断  
 16 診断  
 17 診断

18 届出者の住所・電話番号・診療所の名称  
 19 届出者の住所・電話番号・診療所の名称  
 20 届出者の住所・電話番号・診療所の名称

1 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 2 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 3 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 4 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 5 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 6 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 7 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 8 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 9 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 10 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 11 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 12 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 13 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 14 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 15 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 16 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 17 発症 (発生) した日 (発生) の曜日

この届出は届出者等を行うにつれて変更してください

11, 12欄は、届出するものすべてを記載すること。

別記様式2-4 重症呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウ

別記様式2-4

重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属)

SARSコロナウイルス属(発生届)

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿  
 届出者の住所及び届出者の氏名に関する事項(1項(関係第9項において適用する場合を含む。))の記載により、以下のとおり届け出る。

届出者の氏名 (姓名又は仮名を併記のこと)  
 発生する期間・診療所の名称  
 上記期間・診療所の所在(都道府県)  
 届出者(氏名)

(保健所・診療所に属していない範囲にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診療 (発生) した日 (発生) の曜日  
 1 診療 (発生) した日 (発生) の曜日  
 2 届出者(氏名)  
 3 性別  
 4 生年月日  
 5 届出者の住所(都道府県・市町村)  
 6 届出者の職業  
 7 届出者の住所  
 8 届出者の住所  
 9 届出者の住所  
 10 届出者の住所 (E. 10) 届出者の住所(都道府県)

11 発症  
 12 診断  
 13 診断  
 14 診断  
 15 診断  
 16 診断  
 17 診断

18 届出者の住所・電話番号・診療所の名称  
 19 届出者の住所・電話番号・診療所の名称  
 20 届出者の住所・電話番号・診療所の名称

1 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 2 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 3 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 4 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 5 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 6 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 7 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 8 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 9 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 10 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 11 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 12 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 13 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 14 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 15 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 16 発症 (発生) した日 (発生) の曜日  
 17 発症 (発生) した日 (発生) の曜日

この届出は届出者等を行うにつれて変更してください

11, 12欄は、届出するものすべてを記載すること。

別記様式2-5 中東呼吸器症候群 (MERS)

(新規)

別記様式2-5

中東呼吸器症候群 (MERS) 発生歴

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行に伴って、中東呼吸器症候群 (MERS) の発生が報告されています。この発生歴を報告する目的は、MERS の発生状況を把握し、その発生を防止するための対策を講ずることです。

報告者の氏名 年 月 日

(報告者は匿名で報告すること)

報告する施設・事業所の名称

〒 市 町 丁目 番 号

電話番号 ( )

(※病名・診断所に含まれていない病名については、その箇所・診断書等を記載)

1. 診断 (病名) した (医師) の氏名	氏名 ( )
2. 診断 (病名) した (医師) の職名	職名 ( )
3. 性別	男 ( ) 女 ( )
4. 生年月日	年 月 日
5. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
6. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
7. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
8. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
9. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
10. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )

11. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
12. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
13. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
14. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
15. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
16. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
17. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
18. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )
19. 診断 (病名) の発生 ( )	発生 ( )

この発生は診断書等に添付してください。

(\*) 発生は、既に発生を報告した報告のみ記入すること。(\*\*) 発生は、発生 (病名) を診断した報告のみ記入すること。発生 (病名) については、発生 (病名) の発生 (病名) を記載すること。

別記様式2-6 鳥インフルエンザ (H5N1)

別記様式2-6

鳥インフルエンザ (H5N1) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

鳥インフルエンザ発生届の届出に際しては、関係第12条第1項 (関係第9項において使用する場合は含む。) の規定により、以下のとおり届け出る。

罹病の氏名 \_\_\_\_\_ 罹病年月日 平成 年 月 日  
 (患者又は関係者印印のこと)  
 発生する飼養・飼育施設の名称 \_\_\_\_\_  
 上記飼養・飼育施設の所在地(都道府県) \_\_\_\_\_  
 罹病場所(都道府県) \_\_\_\_\_  
 (採肉場・解体所に発生している場合は、その場所・電話番号を記載)

1 動物 (種類) したる (性別) の個体	飼養・飼育施設の種類・名称及びその住所・飼養・飼育の目的・飼養・飼育の責任者の氏名
2 罹病の状況	3 罹病したる (性別) の個体
4 罹病したる (性別) の個体	5 罹病したる (性別) の個体
6 罹病したる (性別) の個体	7 罹病したる (性別) の個体
8 罹病したる (性別) の個体	9 罹病したる (性別) の個体
10 罹病したる (性別) の個体	11 罹病したる (性別) の個体

11 動物の種類	12 動物の性別	13 動物の年齢	14 動物の飼育場所	15 動物の飼育目的	16 動物の飼育責任者の氏名	17 動物の飼育責任者の住所
18 動物の種類	19 動物の性別	20 動物の年齢	21 動物の飼育場所	22 動物の飼育目的	23 動物の飼育責任者の氏名	24 動物の飼育責任者の住所

この届出は、関係第12条第1項において使用する場合は含む。

11, 12欄は、発生するものすべてを記載すること。

別記様式2-5 鳥インフルエンザ (H5N1)

別記様式2-5

鳥インフルエンザ (H5N1) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

鳥インフルエンザ発生届の届出に際しては、関係第12条第1項 (関係第9項において使用する場合は含む。) の規定により、以下のとおり届け出る。

罹病の氏名 \_\_\_\_\_ 罹病年月日 平成 年 月 日  
 (患者又は関係者印印のこと)  
 発生する飼養・飼育施設の名称 \_\_\_\_\_  
 上記飼養・飼育施設の所在地(都道府県) \_\_\_\_\_  
 罹病場所(都道府県) \_\_\_\_\_  
 (採肉場・解体所に発生している場合は、その場所・電話番号を記載)

1 動物 (種類) したる (性別) の個体	飼養・飼育施設の種類・名称及びその住所・飼養・飼育の目的・飼養・飼育の責任者の氏名
2 罹病の状況	3 罹病したる (性別) の個体
4 罹病したる (性別) の個体	5 罹病したる (性別) の個体
6 罹病したる (性別) の個体	7 罹病したる (性別) の個体
8 罹病したる (性別) の個体	9 罹病したる (性別) の個体
10 罹病したる (性別) の個体	11 罹病したる (性別) の個体

11 動物の種類	12 動物の性別	13 動物の年齢	14 動物の飼育場所	15 動物の飼育目的	16 動物の飼育責任者の氏名	17 動物の飼育責任者の住所
18 動物の種類	19 動物の性別	20 動物の年齢	21 動物の飼育場所	22 動物の飼育目的	23 動物の飼育責任者の氏名	24 動物の飼育責任者の住所

この届出は、関係第12条第1項において使用する場合は含む。

11, 12欄は、発生するものすべてを記載すること。

別記様式 2-7 鳥インフルエンザ (H7N9)

(新規)

別記様式 2-7

鳥インフルエンザ (H7N9) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿  
 届出地の平成26年鳥インフルエンザ発生届12条第1項 (同条第6項において適用する場合を含む。)の規定により、本FDを提出いたします。

届出地の氏名 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_ 発生年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
 (署名又は印)  
 発生する動物・診療所の名称 \_\_\_\_\_  
 上記動物・診療所の所在地 (都道府県) \_\_\_\_\_  
 届出番号 (印) \_\_\_\_\_  
 (※病名・診療所に記載していない箇所については、その発生・診断番号を記載)

1 動物の種類 (名称) の概要	2 動物の飼育状況 (飼育施設の種類・飼育方法)
3 性別	4 発生年月日
5 発生場所	6 発生場所の住所 (都道府県・市町村)
7 動物の性別	8 動物の年齢
9 発生場所	10 発生場所 (G, I, O) 発生場所が特定の動物の種類 (G, I, O) 発生場所が特定の動物の種類 (G, I, O)

11 発生状況	18 発生状況 (発生場所・発生時期・発生状況)
12 発生状況 (発生場所・発生時期・発生状況)	19 その発生状況の発生場所の発生状況 (発生場所・発生時期・発生状況)
13 発生年月日	14 発生場所 (都道府県)
15 発生年月日 (発生場所)	16 発生年月日 (発生場所)
17 発生年月日 (発生場所)	17 発生年月日 (発生場所)

この届出は診断受理後に提出してください。

11, 12 欄は、発生場所を記入すること。 (発生場所) は発生場所を記入すること。 (発生場所) は発生場所を記入すること。  
 11, 12 欄は、発生場所を記入すること。 (発生場所) は発生場所を記入すること。

別記様式 3 (略)

別記様式 3 (略)



別記様式4-21 デング熱

別記様式4-21

デング熱発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿
届出者の居住地及び届出の場所を併記する様式第12条第1項 (関係第6項において用いる場合は含む)
の規定により、以下のとおり届出する。

1 患者 (性別) 氏名 (姓) の欄
2 届出者氏名
3 性別
4 発症年月日
5 届出年月日
6 届出場所
7 届出時間
8 届出場所
9 届出者住所
10 届出者住所 (9, 10は患者が居住する住所の名称)

11 患者の症状
12 検査結果
13 診断
14 備考
15 届出者住所
16 届出者住所 (9, 10は患者が居住する住所の名称)

11, 12欄は、届出するものすべてを記載すること。

この届出は、保健所長等に提出するものとして行われる。

別記様式4-21 デング熱

別記様式4-21

デング熱発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿
届出者の居住地及び届出の場所を併記する様式第12条第1項 (関係第6項において用いる場合は含む)
の規定により、以下のとおり届出する。

1 患者 (性別) 氏名 (姓) の欄
2 届出者氏名
3 性別
4 発症年月日
5 届出年月日
6 届出場所
7 届出時間
8 届出場所
9 届出者住所
10 届出者住所 (9, 10は患者が居住する住所の名称)

11 患者の症状
12 検査結果
13 診断
14 備考
15 届出者住所
16 届出者住所 (9, 10は患者が居住する住所の名称)

11, 12欄は、届出するものすべてを記載すること。

この届出は、保健所長等に提出するものとして行われる。

別記様式4-22~4-43 (略)

別記様式5 (略)

別記様式4-22~4-43 (略)

別記様式5 (略)

別記様式6-1 中東呼吸器症候群 (MERS)

別記様式6-1

中東呼吸器症候群 (MERS) 発生届

毎道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

保健所の予防及び検疫の措置に対する結果に関する様式第12条第1項 (別添第6項) において使用する報告を含む、

の報告により、以下のとおり届け出る。

届出の氏名 \_\_\_\_\_ 届出年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ (署名又は捺印を印刷のこと)

\_\_\_\_\_ (署名又は捺印を印刷のこと)

\_\_\_\_\_ (署名又は捺印を印刷のこと)

\_\_\_\_\_ (署名又は捺印を印刷のこと)

1. 診断 (診断) した者 (患者) の情報	19. 国籍 ( ) _____
2. 診断日時	20. 届出責任者 (9, 10) は患者が所在する地域の住民か 住民 ( ) _____
3. 診断場所	_____
4. 診断方法	_____
5. 診断結果	_____
6. 診断結果	_____
7. 診断結果	_____
8. 診断結果	_____
9. 診断結果	_____
10. 診断結果	_____

11. 診断結果	18. 診断結果 (診断) した者 (患者) の情報 1 病状・経過 (診断) した者 (患者) の情報 2 検査結果 (診断) した者 (患者) の情報 3 ヒトコブツクダがその他の動物からの感染 4 その他 ( ) _____
12. 診断結果	19. その他の動物の感染源の初見及び感染源の種属のため に医師が特定した動物の種類
13. 診断結果	_____
14. 診断結果	_____
15. 診断結果	_____
16. 診断結果	_____
17. 診断結果	_____

(1), (2), (11), (12) 及び (18) 欄において記載する番号等をOで囲み、4, 5及び13から17までの欄においては年・月・日を記入すること。

(\*) 欄は、死亡者を検出した場合はのみ記入すること。(\*) 欄は、患者 (確定例) を診断した時点のみ記入すること。11及び12欄においては、診断するものまでを記載すること。

この用紙は複製を禁ずるものとして作成されています。

(削除)

別記様式 6-2 鳥インフルエンザ (H7N9)

別記様式 6-2

鳥インフルエンザ (H7N9) 発生届

報道局長知事 (保健所設置市長・特別区長) 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(関係第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出ます。

届出の名称 \_\_\_\_\_ 発生年月日 平成 年 月 日  
発生する施設・診療所の名称 \_\_\_\_\_ (署名又は記名押印のこと)  
上記施設・診療所の所在(市) \_\_\_\_\_  
保健所(市) \_\_\_\_\_ (所属施設・診療所に記載していない箇所にあつては、その箇所・電話番号を記載)

Table with 2 columns: No. and Content. Rows include: 1. 診断(検出)した禽(死体)の種類, 2. 飼養者(検出)した禽(死体)の種類, 7. 飼養者住所, 8. 届出者住所, 9. 届出者氏名.

Table with 2 columns: No. and Content. Rows include: 11. 病類・病・部位の発生状況・下痢, 12. 発生から経過のPCR結果による病原性遺伝子の検出, 13. 初発年月日, 14. 発生(知覚)年月日, 15. 発生したと推定される年月日, 16. 発生年月日, 17. 発生年月日.

(注) 1. 17日現在に限り、発生年月日(初発)は、4. 5. 13から17日間は、発生年月日(初発)を記入すること。(\*)欄は、発生(初発)を診断した検査所を記入すること。11. 12欄は、該当するものを記載すること。

この届出は診断検査等に利用されません

別記様式 7 (略)

別記様式 7 (略)

